

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

横浜市

2 構造改革特別区域の名称

市民利用型農園促進特区

3 構造改革特別区域の範囲

横浜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

横浜市域は人口352万人を抱える大都市でありながら、都市計画区域における市街化調整区域の割合が24%と比較的高いことに加え、谷戸や丘が多い複雑な地形により、市民生活の身近な場所に農地や樹林地、川などによる豊かな自然的環境が残っています。

市内には、このような自然的環境である樹林地や田畑などの農地のほか、公園や学校の緑、庭や生け垣の緑、街路樹など、さまざまな緑があります。これらの緑は、地球の温暖化の防止、環境の保全、防災、レクリエーション、良好な景観の創出など、市民が安全で快適に暮らすために、かけがえのない役割を果たし、良好な都市環境の形成に寄与しています。

横浜市ではこれら「よこはまの緑」を次代に引き継いでいくため、現在の緑の総量を維持していくことを目指しています。そのため、土地の取得、法律や市の独自の制度による区域指定、緑化など、行政が主体となって確保する「緑」を「緑のオープンスペース」として表し、2010年までに市域面積の20%を確保することにしています。

市内には農地が3,500haあり、その内農業専用地区・農用地区域・生産緑地・市民利用型農園により現在1,860haが緑のオープンスペースとして確保されており、将来は2,390haを確保の目標としています。(表1)

しかし、この良好な都市環境を形成する市内の農地は、所有者の高齢化や、担い手の不足、開発圧力等により、最近の10年では年間80ha減少しています。また、遊休化も進んでおり、市内の耕作放棄地は67ha(平成12年)となっています。

耕作放棄や遊休化に対しては、従来から

農業者への農地の利用集積を図ること

援農できる人材を育成することなどを進めるとともに

市民農園の開設を図っています。

農地に対する市民意識は平成13年度の緑政局事業に係る市民意識調査によると、「農地や農業が身近にあることは良いことと感じる」の回答が82.1%、「今後、市民農園などで野菜を育てる」に25%の回答があり、農地のある都市環境は市民生活において、良好な生活空間の形成とともに、憩いの場・余暇活動の場・社会参加の場等として期待されています。

現在、市が開設している市民菜園(4.4ha)では、毎年の利用者募集に対し3倍の申し込みがあり、現在約4000名の待機者があります。農協開設の「柴シーサイドファーム」(2.5ha)

では、3倍の利用申し込みと待機者が200名ある状況で、市民利用型農園は開設と同時に空き区画がなくなるなど、高い活動ニーズがあります。このような中で、都市環境の重要な構成要素である農地については、産業としての多様な農業振興を図るとともに、市民活動ニーズを活かした農地の保全へのさらなる取り組みが求められています。

5 構造改革特別区域計画の意義

農地は、食糧生産の場だけでなく、国土保全や保健休養など多面的機能を有しており、本市域においては、良好な都市環境を形成する重要な役割を担っています。

しかし、この農地を優良な状態に維持する活動をしている農業者は、世界農林業センサスによると、60歳以上の農業就業人口の割合は、平成2年に46.5%であったものが、平成12年には54.8%と増加し、かつ、60歳未満の就業人口は56%から45%に低下して、高齢化が進んでいます。また、自給的農家は平成2年の2,012戸から平成12年1,653戸へと18%減少し、販売農家は平成2年4,094戸から平成12年3,040戸へと26%減少し、担い手となる農家の減少も進んでおり、今後耕作放棄地が増加することが懸念されています。(表2)

本市の農業は労働集約型の農業が中心であるため、規模拡大には限度があり、また、高齢化や担い手不足の現状では、担い手農家への利用集積により農地の耕作放棄地を解消することは難しい状況です。従って、現在及び将来予測される農地の遊休化に対し、農業内部だけの対応だけでは解決が困難な状況です。

そこで、遊休化する農地について特区制度による規制緩和により、市民等の「民の力」を導入することで農地の適正かつ効率的な利用を進め、農地の保全が図られるとともに、地域農業への理解が深まります。これに併せて、横浜ブランド農産物生産振興品目の認証やシンボルマークの表示、アンテナショップの設置などの消費対策などを講じることにより、地域の農産物の地域内消費が促進するなど地域農業の活性化が図られます。

また、農地所有者をはじめ市民・民間事業者等多様な主体の参画による、創意と工夫を持った農地の市民利用手法の創設は、新たな農地保全策として期待されます。

6 構造改革特別区域計画の目標

横浜市域の農地において、市民利用型農園の設置などによる市民と農とのふれあいをすすめながら、市民等の「民の力」の導入により市民利用型農園を拡充推進し、都市環境を形成する農地を保全するとともに、横浜ブランド農産物の生産振興をすすめ、地域農業の活性化を図ることを目標とします。

そして、市民・NPO等が作物の栽培や収穫を通じて、環境学習や福祉活動などの様々な活動を拡げることにより、地域コミュニケーションの活性化が図られ、また、市民個々が新しいライフスタイルを創造することを目指します。

そのためには、これまですすめてきた、農園利用方式により相続税納税猶予制度に適用が可能な「栽培収穫体験ファーム」と貸付方式による農協開設型の「市民耕作園」等を引き続き推進しますが、現在約9ha開設されている「栽培収穫体験ファーム」は平成18年度までは一定の増加が見込まれるものの、作物の栽培管理など農園の運営に労力を要するため、本市の農家の状況では、その後は増加が止まるものと予想されます。

また、本市が開設する市民菜園については、市街化区域内の宅地化農地等で開設していることから、土地利用政策との整合の点で収束を図ることとしています。(表3)

従って、今後の農園事業の展開については、「農協開設型」と今回の「特例措置を活用する農園」を「市民利用型農園」拡大の中心的なメニューとしていくものです。「特例措置を活用する農園」の開設にあたっては、特区計画の意義や目標などについて、農業協同組合の機関会議を活用した周知と農協及び本市広報誌によるPRを行うなど、事業主体の掘り起こしをすすめていくこととします。

また、「市民農業大学講座」の開催により、市民が農園で良好な農作業ができる技術を身につけることや援農活動・農業ボランティア活動をさらにすすめるものです。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

大都市の中の貴重な都市環境を構成する農地が、高齢化や担い手不足により荒廃または遊休化し、開発圧力により土地利用転換の危機に直面している状態の中で、市民等の力により保全・活用され、都市環境が維持されます。同時に地域農業への市民の理解が深まることにより、地域で生産される新鮮で顔の見える安心な農産物の消費意欲が高まり、直売などでの地域内消費が促進します。この消費需要に対応し、横浜ブランド農産物のシンボルマーク「はま菜ちゃん」の表示推進や直売所などのアンテナショップによる販売促進などの消費流通対策を行うとともに、生産振興対策の実施により農業者の生産意欲が高まり、地域農業が活性化するものです。

具体例としては、市民が耕作する農園の拡大及び市民農業大学講座の開催により以下の経済効果が期待できます。

		現 状 (平成14年度末・単年度)	平成15～16年度 末まで(累計)	平成15～18年度 末まで(累計)
特区による農園の拡大		0ha 0万円	1.3ha 2,200万円	3.3ha 10,000万円
市民 利用 型 農 園	栽培収穫体験ファーム	8.1ha 7,500万円	10.1ha 18,000万円	12.1ha 39,000万円
	市民耕作園(シーサイドファーム含む)	3.3ha 4,500万円	3.9ha 10,000万円	4.5ha 23,000万円
	市民菜園	6.6ha	2.5ha	0ha
		6,000万円	6,500万円	6,000万円
	いきいき健康農園	0ha	0.6ha	1.2ha
		0万円	500万円	2,000万円
	合 計	18.0ha 18,000万円	17.1ha 35,000万円	17.8ha 70,000万円
市民農業大学講座				
援農活動		50万円	200万円	600万円
農業ボランティア		100万円	700万円	2,400万円

注：農園の経済効果

特区の農園・市民耕作園

農園利用料・農園に係る想定資材費・農園レクリエーションとしての経済波及 138万円/10a

栽培収穫体験ファーム、市民菜園

農園利用料・農園に係る想定資材費・農園レクリエーションとしての経済波及 92万円/10a

いきいき健康農園

農園利用料・農園に係る想定資材費・農園レクリエーションとしての経済波及 60万円/10a

8 特定事業の名称

事業の詳細は別紙のとおり

該当番号	事業名
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地の貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特区の規制緩和の効果をより高めるため、様々な施策を総合的・有機的に組み合わせることで実施します。

< 関連事業の概要 >

事業の概要	スケジュール等
市民利用型農園 農地を保全するため、市民の多様なニーズに対応しながら農園を開設します。	継続実施
市民農業大学講座の開催 市民が野菜づくりなどの知識や技術を学べるよう、講座を開催し、修了生を認定します。	継続実施
横浜ブランド農産物の生産振興 新鮮で安心できる市内産農産物を安定供給するため、生産振興と消費流通対策を実施します。	継続実施

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

表1 緑のオープンスペース

確保目標水準	事業内容	2002(平成14)年度末	2010(平成22)年度末
緑のオープンスペース市域面積の20%確保	《樹林地》 緑地保全地区、市民の森など	1,376 ha	2,220 ha
	《農地》	1,860 ha	2,390 ha
	農業専用地区、農用地区域	1,501 ha	2,000 ha
	生産緑地	351 ha	350 ha
	市民利用型農園	8 ha 農専、農用地、生産緑地との重複を除外し算定	40 ha
	《公園》 都市公園、港湾緑地など	1,830 ha	2,930 ha
	《緑化・その他》 街路樹、工場緑化など	1,317 ha	1,300 ha
計		6,384 ha	8,840 ha
	市域面積に対する割合	14.7%	20%

表2 農業就業人口・農家戸数・耕作放棄地の推移

農林業センサス

	平成2年(1990)	平成12年(2000)	対前回比
農業就業人口 (販売農家)	9,834人	7,502人	24%
60歳未満~15歳	5,578人(56.7%)	3,388人(45.2%)	39%
60歳以上	4,256人(43.3%)	4,114人(54.8%)	3%
総農家戸数	6,106戸	4,693戸	23%
販売農家戸数	4,094戸	3,040戸	26%
自給的農家戸数	2,012戸	1,653戸	18%
耕作放棄地(販売農家)			
神奈川県全体	915 ha	826 ha	10%
横浜市	59 ha	67 ha	14%増

表3 市民利用型農園の設置面積

単位: ha

貸付方式	開設者	農園名	H14 設置面積	H15 設置予定面積	H16 設置予定面積	H18 設置目標面積
農園利用方式	農家	栽培収穫体験ファーム	8.1	9.1	10.1	12.1
特定農地貸付方式	横浜市	市民菜園	6.6	4.4	2.5	0
		いきいき健康農園	0	0.3	0.6	1.2
	農業協同組合	市民耕作園	0.8	1.1	1.4	2.0
		柴シーサイドファーム	2.5	2.5	2.5	2.5
	市・農協以外の者	特区による農園	0	0.3	1.3	3.3
	計		18.0	17.7	18.4	21.1

別紙

1 特定事業の名称	1002 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者	農地所有者、農地を所有しない市民(個人、法人)、横浜市 (所在：)
3 当該規制の特例措置の適用の開始日	特区計画認定の日
4 特定事業の内容	<p>(1)事業に関与する主体 農園を開設する事業者、横浜市、耕作を希望する市民</p> <p>(2)事業区域 市内全域</p> <p>(3)事業実施期間 農園を開設する事業者が設定する任意の期間</p> <p>(4)事業により実現される行為 農地の所有者などによる市民農園の開設 都市住民による農作業の体験</p> <p>(5)整備される施設 特定農地貸付に基づく市民農園</p> <p>(6)その他</p>
5 当該規制の特例措置の内容	<p>(1)横浜市が規制の特例措置の必要性や要件適合性を認めた根拠 平成14年の横浜市の農地面積は約3500ha、2000年農林業センサスによる市内の販売農家の耕作放棄地は67haで、1990年からの10年間で14%増加しています。 一方、神奈川県全体では同期間に10%減少しており、県内の減少傾向に対し、農地の適正かつ有効活用に対する施策の拡充など新たな取り組みが必要な状況にあります。</p> <p>また、60歳以上の農業就業人口は、平成2年46.5%であったものが、平成12年には54.8%と農業者の高齢化が進んでいることと併せて、農業経営の構造としては、自給的農家が平成2年の2,012戸から平成12年1,653戸へと18%減少し、販売農家が平成2年4,094戸から平成12年3,040戸へと26%減少し、担い手となる農家の減少も進んでおり、今後未利用農地の増加が懸念されています。</p> <p>さらに、本市の農業は労働集約型の農業が中心であるため、規模拡大には限度があり、農業内部だけでの対応ではこれ以上飛躍的に遊休農地を解消することは難しい状況であることから、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要となっています。</p> <p>また、事業実施協定については別添のとおり案を関係団体と協議調整済みです。</p>